

設 立 趣 旨 書

1. 趣旨

箱根・小田原地域は、美しい自然と観光資源に恵まれています。鹿による植生被害やイノシシによる農作物被害が深刻化し、森林の多様性の喪失や土壌の弱体化を招き、災害リスクが高まっています。また、農薬や下水の流入、マイクロプラスチックの流出が河川や相模湾を汚染し、地域住民の生活や観光業に深刻な影響を与えています。

経済学の観点から鹿やイノシシは農業に被害を与える害獣と見なされますが、一方で、生態系の一部として土を肥やし種を広げる役割も担います。このように、環境問題は単なる被害の視点だけでなく、多面的な視点が必要です。

私たちは、地元の偉人である二宮尊徳の「道徳なき経済は罪悪であり、経済なき道徳は寝言である」という教えを活動の指針とし、自然と人の暮らしが両立できる仕組みを築いていきたいと考えています。経済の視点と倫理の視点を統合した「環境学」を推進し、地域全体で課題を解決していくことを目標とします。

地域の自然環境を守り、次世代への教育を進めるとともに、地域コミュニティや観光業の発展に貢献するためには、公正で持続可能な仕組みが必要です。

特定非営利活動法人は、法令により情報公開が義務付けられており、活動の透明性を確保し、市民や関係団体からの信頼を得やすい特性があります。

以上の理由から、このたび特定非営利活動法人の設立を決意しました。

2. 申請に至るまでの経過

発起人はこれまで、森林間伐やシカ・イノシシの適正管理、生態系修復など、地域の環境課題に向けた取り組みを行ってきました。また、地域住民や観光客に対する啓発活動を通じて、環境保全の重要性を訴え、問題意識を共有してきました。

こうした活動を進める中で、個人や既存の組織だけでは対応しきれない課題が多く存在することを痛感しました。地域全体で協力し、持続可能な仕組みを構築するために、新たな法人を設立する必要があると判断しました。

令和7年3月8日に発起人会を開催し、設立趣旨、定款案、事業計画および収支予算案、役員構成案について審議しました。その後、令和7年4月1日に設立総会を開催し、全ての議案を承認の上、本設立申請に至りました。

令和6年12月12日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催

令和7年3月12日 NPO設立検討委員会

令和7年3月8日 発起人会開催

令和7年4月1日 設立総会開催

令和 7 年 6 月 30 日

法人の名称 特定非営利活動法人箱根小田原環境協会

設立代表者 道下 龍生